

みえ林政人材バンクのご案内

～登録者を募集します！～

三重県農林水産部森林・林業経営課

制度の趣旨

近年、森林法改正による林地台帳や森林所有者届出制度の導入、森林経営管理法や森林環境譲与税の導入による新たな森林経営管理制度への対応など、森林・林業行政における市町の役割がますます重要となっています。一方で、市町には森林・林業を専門とする職員が不足するなど必ずしも十分な実施体制となっていない実態もあります。

このようなことから、県では、市町の支援策として、森林・林業行政についての知識や経験を有する人材（林政人材）を登録し、そのリストを希望する市町に提供することを柱とした「みえ林政人材バンク制度」を新たに設けることとしました。

制度のしくみ

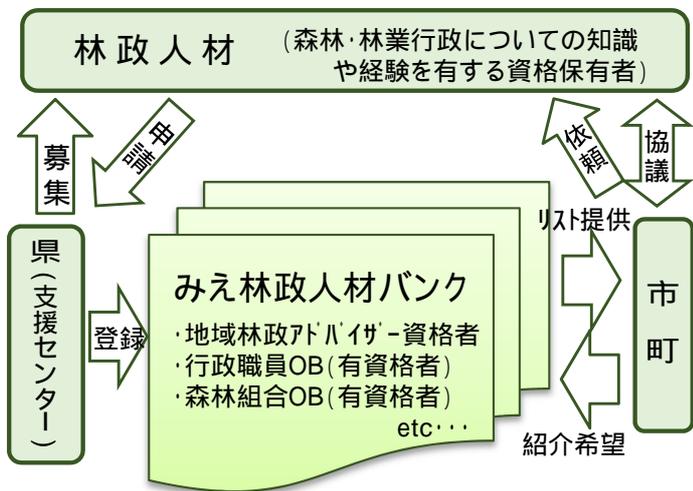
県（支援センター）が、森林・林業行政についての知識や経験を有する資格保有者（林政人材）を広く募集

林政人材からの申請に基づいて、県（支援センター）が「みえ林政人材バンク」に登録

市町が、県（支援センター）に対して登録リストの提供を希望

県（支援センター）が、希望のあった市町を活動可能地域として登録した林政人材のリストを当該市町に提供

市町は、リストに基づいて林政人材に連絡し、協議が整えば、専門の業務を依頼



支援センターとは、「みえ森林経営管理支援センター」の略称です。

登録申請に必要な資格

登録申請には、次のア～カに示す資格のうち、いずれかを有している必要があります。

- ア 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む）
- イ 技術士（森林部門）
- ウ 林業技士
- エ 認定森林施業プランナー
- オ みえ森林・林業アカデミー地域林政アドバイザー講座修了者
- カ みえ森林・林業アカデミーディレクターコース修了者
- キ 林野庁が実施する研修（市町村林務担当者研修（地域林政アドバイザー）等）受講者

登録申請書の提出先

県では、令和2年4月1日から、みえ林政人材バンクの運用を「みえ森林経営管理支援センター」（一般社団法人三重県森林協会内）に委託しています。

〒514-0003 三重県津市桜橋一丁目104番地 三重県林業会館内
みえ森林経営管理支援センター（一般社団法人三重県森林協会内）
電話 059-228-0924 FAX 059-228-3220
E-mail: sinrin.yama@za.ztv.ne.jp

【問い合わせ先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県農林水産部 森林・林業経営課 森林計画班
電話：059-224-2564 FAX：059-224-2070 E-mail: shinrin@pref.mie.lg.jp

みえ林政人材バンク制度 Q & A

Q1 登録に費用はかかりますか？

A1 登録は無料です。ただし、申請書類の作成や通信費用は申請者の負担となります。

Q2 登録に必要な資格は何ですか？

A2 森林・林業に関する次の資格のうちいずれかを有していることが必要です。
ア 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者
(林業改良指導員及び林業専門技術員を含む。)
イ 技術士(森林部門)
ウ 林業技士
エ 認定森林施業プランナー
オ みえ森林・林業アカデミー地域林政アドバイザー講座修了者
カ みえ森林・林業アカデミーディレクターコース修了者
キ 林野庁が実施する研修(市町村林務担当者研修(地域林政アドバイザー)等)受講者

Q3 登録の期間はありますか？

A3 登録期間は登録日から3年間です。期間満了後は、申請によって延長が可能です。

Q4 登録申請の方法を教えてください。

A4 所定の申請用紙に必要事項を記入し、資格を有することを証する書類の写しを添えてみえ森林経営管理支援センター(一般社団法人三重県森林協会内)に提出してください。申請書には、名前、連絡先(自宅住所、自宅電話、自宅E-mail、勤務先住所、勤務先名)、活動可能地域(市町名)、資格、得意分野及び特記事項を記入していただきます。

Q5 県外に住んでいますが登録できますか？

A5 県内に在住又は在勤の方が登録できます。

Q6 市町にはどのような情報が提供されますか？

A6 登録申請時に、活動可能地域(市町名)を記入していただきます。市町からみえ森林経営管理支援センター(一般社団法人三重県森林協会内)に対して登録情報の提供があった場合は、当該市町で活動可能な登録者にかかる情報を提供します。なお、提供する情報は、申請書に記入いただいた情報(名前、連絡先(自宅住所、自宅電話、自宅E-mail)、活動可能地域(市町名)、資格、得意分野及び特記事項)の他、登録番号、登録年月日、登録満了日です。

Q7 登録したら、市町から必ず専門の業務の依頼があるのですか？

A7 市町が「みえ林政人材バンク」を活用するかどうかは、それぞれの市町の実情に応じて判断されます。したがって、登録したからと言って、必ず市町から専門の業務の依頼があるとは限りません。しかし、登録自体がなければバンク制度全体が機能しませんので、積極的な登録申請をお願いします。

Q8 市町から専門の業務を依頼される際の費用はどうなりますか？

A8 市町が登録者に対して専門の業務を依頼する場合の費用は、当該市町が負担することとなります。その詳細については、市町との協議において決定してください。